令和３年度の報告書について

資料２

【はじめに】

　「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書」（以下、報告書）は大阪府障がい者差別解消条例を施行した平成28年度から「助言・検証実施型の合議体」における相談事例等を分析し、大阪府における障がい者差別解消の取組みを検証し、改正前の条例附則に規定する条例の見直し検討に資することを目的に毎年度作成されてきた。

　その後、令和３年４月に改正条例が施行されたことから、報告書を今後どのような形の資料とすべきかについて検討したい。

【論　点】

　１．報告書の要否について

　　条例改正が完了したことにより、所期の目的は果たしたが、大阪府の取組みを網羅的に記録し、府民に説明するため、また報告書に記載した内容を基に大阪府障がい者差別解消協議会において、府の取組みについて議論いただくための資料として継続的に取りまとめることとしたい。

　２．報告書の構成について

　報告書の構成は以下に記載のとおりとしたい。

　　１．広域支援相談員の体制等と相談対応

　　２．合議体における助言・検証の実施

　　３．合議体によるあっせんの実施

　　４．府内市町村に対する支援の取組み

　　５．障がい理解に関する啓発の取組み

　３．広域支援相談員の対応事例一覧について

　　これまでは解消協における資料としての位置づけだけであったが、これを報告書の中に入れ込んではどうか。（※場所は「１（２）広域支援相談員の対応実績」の後）

　　その上で、今年度についてはコロナ禍が原因で発生したと考えられる事案については印をつけてはどうか。

　４．表題について

　これまでは「障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書～広域支援相談員が受けた相談事例等の分析から～」としていたが、これまでも実態として相談事例の分析・検証する内容だけとはなっておらず、また今後大阪府の障がい者差別解消にかかる施策全体の報告書との性格を強めたいと考えていることから、「障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書」としてはどうか。

　５．その他

　　・追加、削除すべき項目について